

3-3 特定一階段防火対象物又はその部分に設ける避難器具の特例基準

特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具の特例基準については、次のとおり取り扱う。なお、手続きとしては、同意事務処理要綱に定める消防用設備等の基準の特例適用申請は不要とする。

1 特例基準

規則第27条第1項第1号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの条件に該当する場合にあっては、政令第32条の規定を適用して、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができるものとする。

- (1) 当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていること。
- (2) 規則第27条第1項第1号の規定を適用される階が2階部分であること。

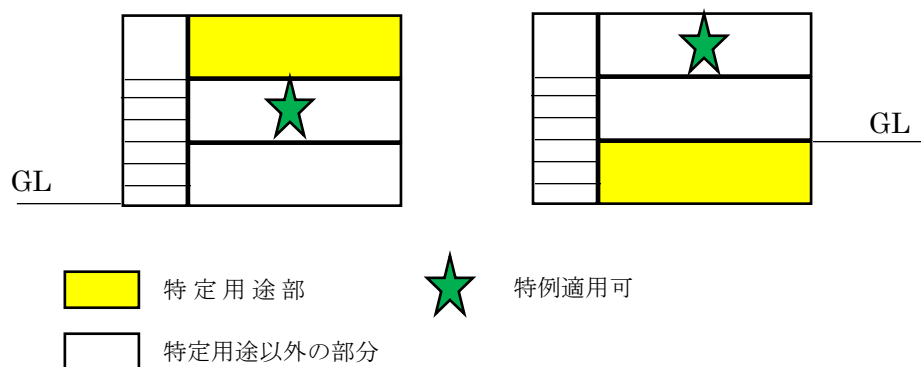
2 具体例

上記1に関する具体例は次のとおりとする。

- (1) 図-1の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段（規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有するものを除く）が1系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱うこと。

ただし、2階の避難器具については、上記1(2)のとおり、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

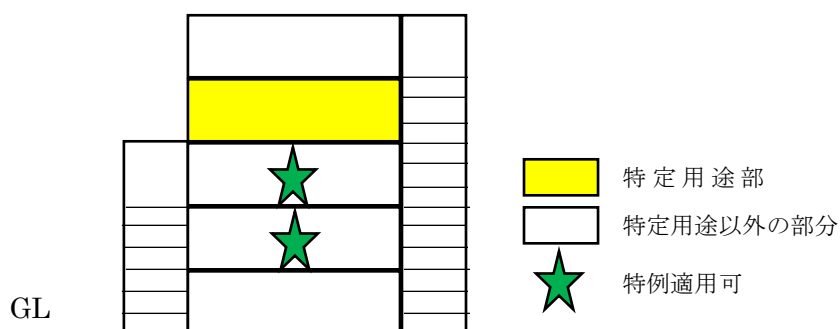
図-1



- (2) 図-2の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2系統ある屋内階段のうち、1系統は全階、もう1系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具については、上記1(1)、規則第27条第1項1号の規定を適用しないことができる。

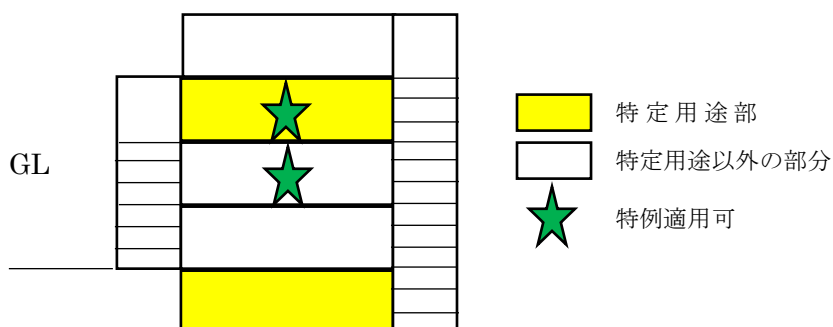
図-2



- (3) 図-3の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が1系統、地上階の屋内階段が2系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具については、上記1(1)のとおり、規則第27条第1項の規定を適用しないことができる。

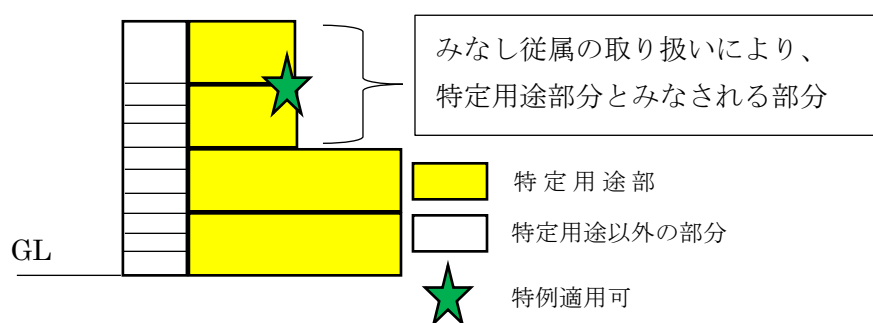
図-3



- (4) 図-4の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分が、みなし従属の取り扱い（「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号））により、特定用途部分とみなされる場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

ただし、2階の避難器具については、上記1(2)のとおり、規則第27条第1項の規定を適用しないことができる。

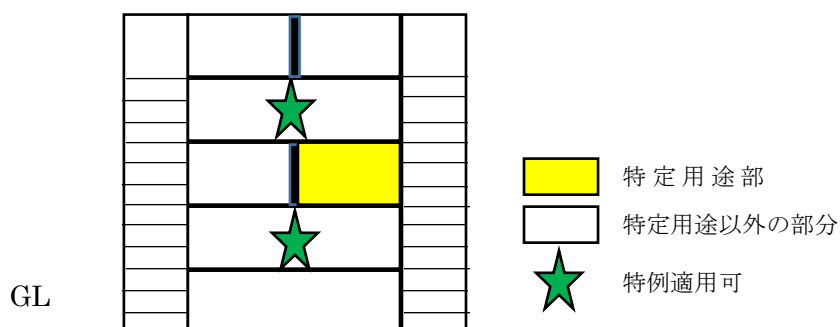
図-4



- (5) 図-5の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が2系統存するが、避難上有効な開口部を有していない壁で区画されている部分と区画されていない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

ただし、屋内階段が2系統となる階の避難器具については、上記1(1)のとおり、規則第27条第1項の規定を適用しないことができる。

図-5



3 留意事項

新築については、安全性を高める観点から、規則第27条第1項第1号に基づき指導するものとする。